

令和4年度使用中学校教科用図書（社会（歴史的分野））の採択について

1 採択の経過

令和2年度に令和3年度から令和6年度に使用する中学校教科用図書を採択したが、社会（歴史的分野）で、教科書検定の翌年度の再申請により検定合格となった教科書があったため、令和3年5月25日の教育委員会定例会において、再度採択をすること並びに採択方針及び日程を決定した。

採択方針に従って、令和3年7月27日の教育委員会定例会において協議を行い、発行されている8社の中から次のとおり採択した。

2 令和4年度使用中学校教科用図書の採択結果

◆採択種目、発行者及び理由

種目	社会（歴史）	発行者	株式会社帝国書院
【教育委員の主な意見】			
<ul style="list-style-type: none">・章の扉にある「タイムトラベル」は、それぞれの時代のイメージを視覚的に捉えることができ、その時代への興味を喚起する仕掛けとなっている。・巻頭に、「人々が置かれた状況や、多様な願いへの理解を深めることにより、人々の様々な立場とその多様性を踏まえた未来の社会の成長を考えていくことができる。私たちは未来のために歴史を学ぶ」という趣旨が書かれており、この姿勢は多様性を重視していくこれからの教育に不可欠である。・各ページにある「確認しよう」「説明しよう」は、基本的な学習とポイントを押さえた学習ができるよう配慮されたものになっている。・問いかけや振り返りが多く、歴史を通じてグローバルな視点で未来を描けるように働きかけている。また、多様性の視点に関しても全編に通底している。・写真や図、表、グラフなどの資料が多く掲載され、使う頻度の高い年表も扱いやすくなっている。現場の教師からも、資料が豊富で見やすく、生徒の興味・関心を高める工夫がされているため、大変使いやすいという意見があった。			

教科用図書採択方針

小田原市教育委員会

1 令和4年度に使用する教科用図書の採択について

- (1) 小田原市立小学校及び中学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、「教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (2) 令和4年度使用教科用図書については、小学校は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償法」という。）第14条の規定に基づき、令和元年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。
中学校は、社会（歴史的分野）を除き、無償法第14条の規定に基づき、令和2年度に採択した教科用図書と同一のものを採択し、社会（歴史的分野）については、2に掲げる教科用図書採択基準に従って採択する。
特別支援学級の教科用図書については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等に鑑み、最もふさわしい内容のものを採択する。
- (3) 採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択に至る経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保する。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」並びに令和2年度における採択の理由、検討の経緯及び内容等を踏まえて採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。